地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事会規程

制定　平成２４年 ４ 月 １ 日　規程第 ２ 号

改正　平成２５年 ３ 月１４日

改正　平成３０年 ３ 月３０日

　　　　　　　　　　　　　　　　 改正　令和 ４ 年 ４ 月 １ 日

改正　令和 ５ 年 ４ 月 １ 日

（目的）

1. この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」

という。）の理事会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって適正な理事会の運営を図ることを目的とする。

（設置）

第２条　法人に、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事会（以下「理事会」という。）を置く。

（構成）

第３条　理事会は、理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成し、理事長がこれを総括する。

（審議事項）

第４条　理事会は、法人の業務運営に関する次に掲げる事項を審議する。

1. 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
2. 法人の運営に関する基本方針その他重要方針に関する事項
3. 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
4. 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
5. 人事に関する重要事項
6. その他法人の業務運営に関する重要事項

（理事会の開催等）

第５条　理事会は、原則として月１回開催し、理事長がこれを召集する。ただし、理事

長が必要と認める場合に臨時に召集することができる。

（議事）

第６条　理事会の議事は、構成員の意見に基づき、理事長が決定する。

（構成員以外の出席）

第７条　理事長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

２　理事長は、事務局長その他の職員を理事会に出席させ、審議事項について説明させることができる。

３　監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（議事録）

第８条　理事長は、理事会の議事について議事録を作成するものとする。

（庶務）

第９条　理事会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則（平成２４年規程第２号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則（平成２５年規程第６７号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。